

# チャレンジ鹿児島労働局（23年11月）

鹿児島労働局

〒892-0816 鹿児島市山下町13-21

TEL 099-223-8275

URL <http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

## 10月の有効求人倍率は0.59倍で、 前月を0.02ポイント上回る

鹿児島県の10月の有効求人倍率(季節調整値)は0.59倍となり、前月(0.57倍)を0.02ポイント上回りました。

新規求人倍率(季節調整値)は0.94倍となり、前月(0.97倍)を0.03ポイント下回りました。

新規求人数は前年同月比15.1%の増となり、21ヶ月連続の増加となりました。

産業別では、建設業(26.4%増)は21ヶ月連続の増加、製造業(4.2%増)は再び増加、運輸業、郵便業(8.3%減)は3ヶ月ぶりの減少、卸売業、小売業(14.4%増)は8ヶ月連続の増加、宿泊業、飲食サービス業(14.4%増)は10ヶ月連続の増加、医療・福祉(27.5%増)は21ヶ月連続の増加、サービス業(9.2%増)は10ヶ月連続の増加となり、運輸業、郵便業を除く主要産業で増加となりました。

新規求職者数は前年同月比4.4%の減となり、5ヶ月連続の減少となりました。

新規常用求職者について態様別で前年同月比でみると、在職求職者(9.7%減)は5ヶ月連続の減少となりました。また、離職求職者(5.4%減)も5ヶ月連続の減少、無業求職者(6.2%増)は再び増加となりました。

離職求職者の内訳では、事業主都合離職者(9.8%減)は23ヶ月連続で減少し、自己都合離職者(3.2%減)は5ヶ月連続の減少となりました。

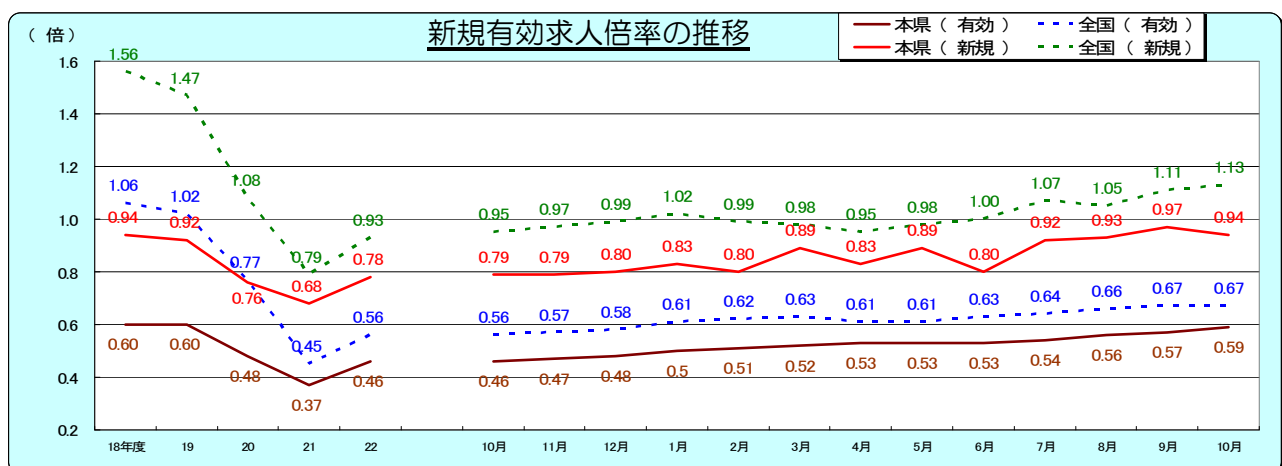
政府の11月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、緩やかに持ち直している。」と前月から一部表現を変更した上で据え置きました。また、雇用情勢についても、「持ち直しの動きもみられるものの、東日本大震災の影響もあり依然として厳しい。」と前月の表現を踏襲しています。

鹿児島県の雇用情勢は、新規求人数が増加傾向で推移しているものの、一部の産業による大幅な求人の増加、緊急雇用対策事業求人の下支えが大きく、また、正社員求人の割合が低く、有効求職者数は平年と比べると高水準で推移していることから、依然として厳しい状況が続いています。

また、急激な円高等による影響が懸念されるところであり、引き続き注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では厳しい雇用情勢に適切に対応するため、新成長戦略の「ステップ1(新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策)」、「ステップ2(円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策)」及び「ステップ3(厳しい経済環境下における雇用・労働施策の推進)」を着実に実行し、加えて先般可決成立した第3次補正予算に盛り込まれた雇用対策を積極的に推進し、雇用維持や就職支援等に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めて参ります。

(職業安定部職業安定課)



# パナソニックセミコンダクターオプトデバイス(株)の 生産移管に係る「雇用対策本部」を設置しました

## (設置に至る経緯)

パナソニックが、半導体事業縮小に伴い、日置市のパナソニックセミコンダクターオプトデバイス(株)の生産移管に向けて検討を開始していることが報道されました。これに伴い、関連企業も含めて離職者の発生が懸念されることから、関係公共職業安定所及び関係機関と一体となって、早期再就職の支援等の雇用対策を実施するため、鹿児島労働局に雇用対策本部を設置しました。

## (本部の構成員)

- (1) 本部長 鹿児島労働局長
  - (2) 副本部長 鹿児島労働局職業安定部長
  - (3) 構成員 鹿児島労働局労働基準部監督課長
    - 同 職業安定部職業安定課長
    - 同 職業対策課長
    - 同 求職者支援室長
    - 同 需給調整室長
- 鹿児島労働基準監督署長  
伊集院公共職業安定所長  
鹿児島公共職業安定所長  
鹿児島県商工労働水産部雇用労政課長  
日置市商工観光課長  
(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構鹿児島職業訓練支援センター所長  
(財)産業雇用安定センター鹿児島事務所長

## (本部の実施する業務)

- (1) パナソニックセミコンダクターオプトデバイス(株)及び関連企業からの情報収集
- (2) パナソニックセミコンダクターオプトデバイス(株)及び関係安定所と連携して、離職を余儀なくされる方々に対する在職中からの支援及び離職後における早期再就職の支援
- (3) その他、必要な早期再就職支援策の検討・実施

※ 雇用対策本部設置と同時にハローワーク伊集院に専門相談窓口を設置、また鹿児島労働局西千石庁舎に専門の助成金相談窓口を設置します。

(問い合わせ先<雇用対策本部>)  
鹿児島労働局職業安定部職業安定課  
TEL099-219-8711

# 鹿児島県のすべての最低賃金改正額が決定しました

鹿児島県最低賃金（地域別最低賃金）については、本年 10 月 29 日から時間額 647 円に改正されていますが、鹿児島県の特定（産業別）最低賃金についても、次のとおり、改正額が決定しました。

## ○ 鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金

時間額 716 円（平成 23 年 12 月 18 日から）

## ○ 鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

時間額 696 円（平成 23 年 12 月 25 日から）

## ○ 鹿児島県百貨店、総合スーパー最低賃金

時間額 676 円（平成 23 年 12 月 28 日から）

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

最低賃金額を下回っていないか、必ずチェックしましょう。

（労働基準部賃金室）

【参考：鹿児島県の最低賃金額の改正内容】

### 1 鹿児島県最低賃金（地域別最低賃金）

	時間額	引上げ額	引上げ率	効力発生日
改正後	647 円	5 円	0.78%	平成 23 年 10 月 29 日

### 2 鹿児島県の特定（産業別）最低賃金

産業名	時間額	引上げ額	引上げ率	効力発生日
自動車（新車）小売業	改正後 716 円	6 円	0.85%	平成 23 年 12 月 18 日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	改正後 696 円	4 円	0.58%	平成 23 年 12 月 25 日
百貨店、総合スーパー	改正後 676 円	4 円	0.60%	平成 23 年 12 月 28 日

## 1 本年度の最低賃金の改正に至る経緯

鹿児島県においては、すべての使用者と労働者に適用される「地域別最低賃金（鹿児島県最低賃金）」のほか、特定の産業の使用者と労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」が3つ定められています。

鹿児島県の地域別最低賃金（鹿児島県最低賃金）は、本年10月29日からすでに時間額647円に改正されています（別紙のとおり）。

特定（産業別）最低賃金については、本年8月31日に、鹿児島労働局長（今野文平）が鹿児島地方最低賃金審議会（会長：田畑恒春）に改正の諮問を行い、同審議会では本年10月3日から10月27日にかけて8回の審議を行い、3つの特定（産業別）最低賃金のいずれも、現行時間額を引き上げる旨の答申を行いました。鹿児島労働局長は、3つの特定（産業別）最低賃金のいずれも答申に基づき改正することを決定し、官報による公示を行い、これにより今後順次その効力が発生します（別紙のとおり）。

## 2 鹿児島県の最低賃金の推移

- (1) 鹿児島県最低賃金は、昭和47年から設定され、平成15年を除き、本年まで毎年改正されています。
- (2) 鹿児島県自動車（新車）小売業は、平成6年から設立（平成5年以前は自動車小売業）され、本年まで毎年改正されています。
- (3) 鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金は、日本標準産業分類の改訂（平成20年4月施行）に伴い、平成20年に件名（名称）の変更が行われましたが、当該変更前の「鹿児島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金」として平成14年から設立（平成13年以前は電気機械器具製造業）され、本年まで毎年改正されています。
- (4) 鹿児島県百貨店、総合スーパー最低賃金は、平成15年から設立（平成14年以前は各種商品小売業）され、本年まで毎年改正されています。

# 必ずチェック 最低賃金!

使用者も  
労働者も

## 《鹿児島県の最低賃金》

### ★ 地域別最低賃金

	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県最低賃金	<b>647円</b> 【平成23年10月28日までは642円】	<b>平成23年 10月29日</b>	鹿児島県下のすべての労働者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

### ★ 特定最低賃金(産業別最低賃金)

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む)	<b>696円</b> 【平成23年12月24日までは692円】	<b>平成23年 12月25日</b>	次に掲げる者を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鋳ばり取り、刻印又は選別の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
百貨店、総合スーパー	<b>676円</b> 【平成23年12月27日までは672円】	<b>平成23年 12月28日</b>	「百貨店、総合スーパー」とは、衣食住にわたる各種の商品を小売りする事業所で、その事業所の性格上いづれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人以上のもの。 次に掲げる者を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
自動車(新車)小売業	<b>716円</b> 【平成23年12月17日までは710円】	<b>平成23年 12月18日</b>	次に掲げる者を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

日本標準産業分類の改訂(平成20年4月1日施行)に伴い、「電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金」は、その件名(名称)の表記を、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」に改めましたが、その適用範囲については従来と同様で、変更はありません。

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 特定最低賃金(産業別最低賃金)は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
  - ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
  - ②一月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
  - ③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
  - ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

### 《最低賃金に関するお問い合わせ先》

鹿児島労働局賃金室 (電話) 099-223-8278  
鹿児島労働基準監督署 (電話) 099-214-9175  
鹿屋労働基準監督署 (電話) 0994-43-3385

川内労働基準監督署 (電話) 0996-22-3225  
加治木労働基準監督署 (電話) 0995-63-2035  
名瀬労働基準監督署 (電話) 0997-52-0574

## 鹿児島労働局・労働基準監督署

<http://kagoshima-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp>

最低賃金テレフォンサービス ☎099-223-8881